ITERブランケット遠隔保守システムにおける初期組立用機器の調達管理支援業務

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
炉工学基盤研究開発部　遠隔保守機器開発グループ

目次

1. 一般仕様 1
1.1 件名 1
1.2 目的及び概要 1
1.3 作業実施場所 1
1.4 納期 1
1.5 納入場所 1
1.6 検査条件 1
1.7 提出図書 1
1.8 支給品及び貸与品 2
1.9 品質保証 2
1.10 適用法規等 2
1.11 機密保持 2
1.12 情報セキュリティの確保 2
1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い 2
1.14 グリーン購入法の推進 3
1.15 協議 3
1.16 その他 3
2. 技術仕様 4
2.1 ITER ブランケット遠隔保守システムの概要 4
2.2 簡略化ダイバータ組立搬送機器（S-DAT）の概要 5
2.3 S-DAT の設計検討支援業務 6
2.4 S-DAT プロジェクト管理環境の整備支援 6
2.5 作業報告書の作成 6
2.6 業務に必要な資格等 6
別添－1 知的財産権特約条項 7

1. 一般仕様

1.1 件名

ITER ブランケット遠隔保守システムにおける初期組立用機器の調達管理支援業務

1.2 目的及び概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、ITER 国内機関として ITER ブランケット遠隔保守システム（以下「BRHS」という。）の調達活動を進めている。

また、その一環で、真空容器内の第一壁及び遮蔽ブロックの把持及び操作のため、BRHS のマニピュレータに取り付ける初期組立用機器の設計・製作も併せて進めているが、さらに ITER 機構が概念設計を実施した簡略化ダイバータ組立搬送機器（Simplified Divertor Assembly Transporter）（以下「S-DAT」という。）の設計・製作を進める必要がある。また、概念設計を把握し、仕様を明確にするための設計検討や設計の妥当性を確認し、工程遅延が発生しないような調達活動に資することを十分考慮する必要がある。

本件は、S-DAT の国内メーカ等の調達候補先の調査を実施し、S-DAT の調達活動の現状を把握するとともに設計検討も含め調達管理支援業務を実施する。また、それに伴い、必要なプロジェクト管理環境を整備する。

1.3 作業実施場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所内又は受注者社内

1.4 納期

令和 9 年 3 月 25 日

1.5 納入場所

茨城県那珂市向山 801 番地 1
QST　那珂フュージョン科学技術研究所　炉工学基盤研究開発部
遠隔保守機器開発グループ　指定場所

1.6 検査条件

1.5 項に示す納入場所に 1.7 項に定める提出図書を納入後、本仕様の内容を満たしていることを QST が確認したことをもって検査合格とする。

1.7 提出図書

	図　書　名	提　出　時　期	部数	確認
1	工程表	受注後 2 週間以内	1 部	不要
2	作業員名簿及び資格等を示す文書	受注後 2 週間以内	1 部	要
3	打合せ議事録	打ち合わせ後 1 週間以内	1 部	不要
4	作業報告書	納期まで	1 部	不要
5	再委託承諾願 （QST 指定様式）	作業開始 2 週間前まで ※下請負等がある場合に提出のこと。	1 式	要

これらの文書はワープロ（MS-Word 形式）で作成し、印刷物として提出するほか、CD-ROM 等の電子媒体に格納して提出すること。

（提出場所）
QST　那珂フュージョン科学技術研究所　炉工学基盤研究開発部　遠隔保守機器開発グループ　指定場所

（提出書類の確認方法）
QST は、確認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに確認を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等

を指示しないときは、受理したものとする。
ただし、再委託承諾願については、QST が確認後、書面で回答する。

1.8 支給品及び貸与品

支給品及び貸与品については、契約条項のとおりとする。なお、QST が支給品及び貸与品の所在等の確認を求めた場合には、受注者はこれに協力するものとし、紛失等の異常時には速やかに報告することとする。

(1) 支給品
なし

(2) 貸与品
以下に記載する貸与品（図書類）を受注者に第一回目の打合せ時に、打合せ場所にて貸与する。
[1] Project Requirements (PR) (ITER 文書番号 27ZRW8)：1 式
[2] Design Description - PA 2.3.P1.JA.01 - Blanket RH System (ITER 文書番号 9CQ2DW)：1 式
[3] DDD of the Simplified Divertor Assembly Transporter (ITER 文書番号 EEDNDG)：1 式
[4] Installation of Hard Cover Plates and Radial Rails (ITER 文書番号 EEABUR)：1 式
[5] Installation of divertor cassettes (ITER 文書番号 DJDNM2)：1 式
[6] Welding of cooling pipes (ITER 文書番号 DVAEFF)：1 式

1.9 品質保証

受注者は、本契約の履行に当たり、次に定める品質保証活動に係る要求事項を QST が定めた手順に従い、作業を行うこと。
(1) 業務実施計画
(2) 契約内容の確認（変更管理を含む。）
(3) 不適合の管理
(4) 作業従事者の力量
(5) 文書及び記録管理
なお、受注者は、QST から要求があった場合には、本契約の適切な管理運営を証明するために必要な文書及びデータを提供するものとする。

1.10 適用法規等
(1) 労働基準法
(2) 労働安全衛生法
(3) QST 内諸規程（安全衛生管理規程、電気工作物保安規程等）
(4) 日本産業規格（JIS）

1.11 機密保持

受注者は、本契約を実施することによって知り得た情報を厳重に管理し、本契約業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

1.12 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、契約条項のとおりとする。

1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い

(1) 知的財産権等の取扱い
知的財産権等の取扱いについては、別添－1　知的財産権特約条項に定められたとおり

とする。

(2) 技術情報

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。

(3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとする際は、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

1.14 グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.15 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

1.16 その他

(1) 受注者は、QST を経由して「ITER Document Management system」（以下「IDM」という。）のアカウントを取得し、IDM にアクセスし ITER 機構発行図書を利用できるものとする。なお、IDM を利用する際は、ITER 機構の IDM 利用指針に従うとともに、ITER 計画の知的財産の管理条項を遵守すること。その他の ITER 機構が定めた規格等に関しては、QST と協議の上、適用すべき規格・基準・ガイドラインを特定しながら作業を進めること。

(2) 受注者は、業務の進行状況を QST に随時報告し、必要に応じて打合せを行うこととする。

2. 技術仕様

受注者は 2.1～2.2 項の BRHS 及び S-DAT の概要をよく理解した上で、2.3～2.5 項に示す調達管理支援業務を実施すること。

2.1 ITER ブランケット遠隔保守システムの概要

BRHS の構成図を図 1 に示す。遠隔保守の対象となるブランケットは真空容器内部に設置された 440 個のモジュールと呼ばれるブロック（第一壁及び遮蔽ブロックから構成）に分割されている。これらのモジュールは最大で 4.5 トンに及ぶ重量物であるため、ブーム型保守装置は適用できず、軌道ビークル型を採用している。図 1 に示す通り、真空容器中心部に関節を持った軌道（Articulated Rail）が配置されており、その上を 2 台のビークル（Vehicle）が走行し、それぞれに大型のマニピュレータ（Manipulator）が取り付けられている（現在、1 台のみ整備予定）。約 90 度毎に配置される軌道支持装置（Rail Support Equipment）が全体を支持し、その各々は水平ポート（Equatorial Port）壁面に固定用のキーを挿入して支持される。

BRHS は、ITER の運転中はホットセル内で保管され、保守開始時に真空容器内に展開される。その際、容器内は高いガンマ線環境のために作業員は内部に入ることができず、展開自体は遠隔によって実施することとなる。その際の外観を図 2 に示す。円弧状の軌道は、狭隘なポート開口部を通過しなければならないため、ポート内では関節部で折り畳まれ、直線状に成型されている。真空容器内に達したところで円弧状に順次成形され、円周方向に押し出されていく。この時、ビークルはビークル固定腕（Vehicle Fixing Arm）に固定されているが、この状態でビークルの軌道上走行用のモータを駆動させると、軌道が逆に円周方向に押し出される。このモータは、走行と軌道展開の二つの役割を担っている。

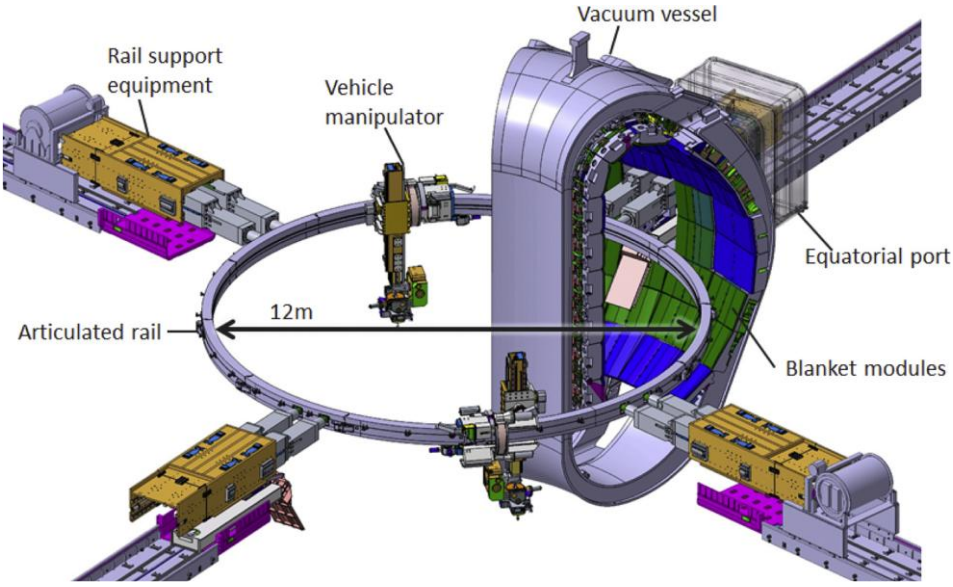


図 1　BRHS の構成図

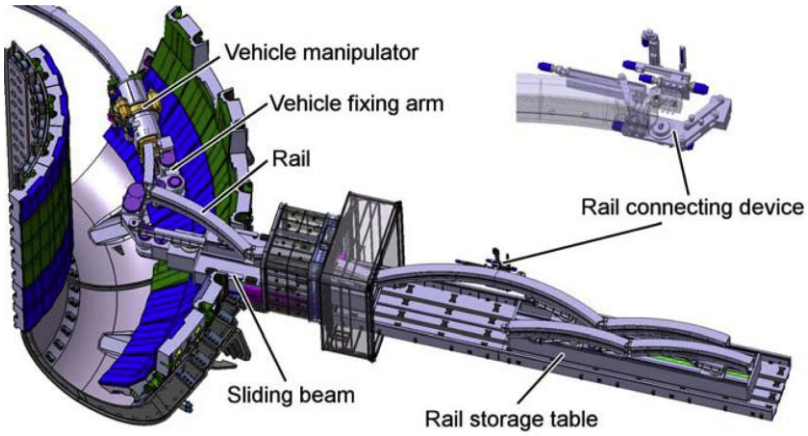


図 2　BRHS の真空容器内への展開図

2.2 簡略化ダイバータ組立搬送機器（S-DAT）の概要

簡略化ダイバータ組立搬送機器は、次の 3 つのサブシステムより構成される。また、S-DAT の概要図は、図 3 に示す。

サブシステム	主な機能
カセット半径方向移動装置（Cassette Radial Mover：CRM）	ポート延長部を通じてカセットを 真空容器内 床面へ挿入。フロントレッグ・トロリー・トラクターの 3 ユニットで構成。
ローカルジブクレーン（Local Jib Crane）	CRM と連携してカセット前部を吊り上げ、ダイバータレール上へ載置。
スキッド・トロイダル移動装置（Skid Toroidal Mover：STM）	フロントスキッド＋リアスキッドにより、カセットを最終設置位置まで±36°トロイダル移動させる。

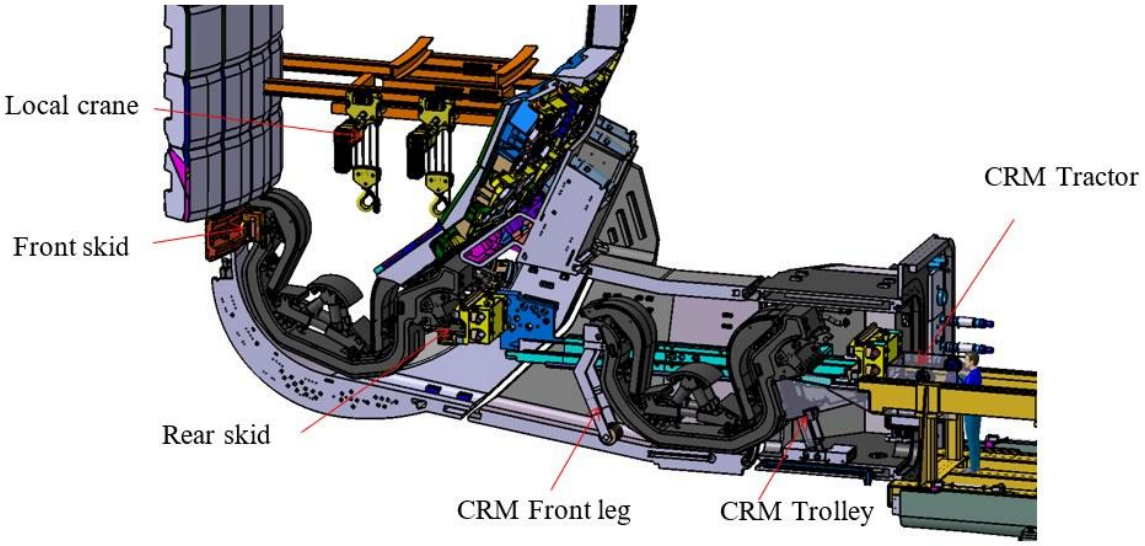


図 3 S-DAT の概要図

2.3 S-DAT の設計検討支援業務

受注者は、S-DAT の設計検討支援業務を実施するに当たり、QST が貸与するデータや文書を基に S-DAT の調達活動の現状及び技術要件等を把握すること。また、BRHS 及び S-DAT の調達業務に携わる関係者 4 名程度（2～3 時間/名）に対してヒアリングを行い、調達活動の全体像を把握すること。さらに、QST における図書内容のレビュープロセス等の確認を同プロセスに係る打合せや作成文書を通じて、BRHS や S-DAT 調達に付随する作業の詳細についても把握すること。必要に応じて、QST が開催している ITER 機構との打合せ（月 2 回、各 1 時間。オンライン会議を含む）に出席し、ITER 機構の S-DAT 担当者（1 名）等にヒアリングを行い、BRHS や S-DAT 調達活動の状況に関する問題点等を把握すること。

受注者は、上記を基に BRHS や S-DAT 調達活動の現状を十分に把握した上で、調達管理支援業務として、S-DAT の設計検討を実施すること。具体的には、QST が貸与するデータや文書を基に、仕様を明確化し、製作メーカ候補を調査する。その一環として、S-DAT 全体工程等を整理し、ITER 機構への納入までのロードマップ（計画）の策定及び S-DAT 調達におけるリスクを評価する。また、評価した S-DAT 調達におけるリスクに対して、特に工程に影響があるリスクを中心に、リスクを回避又は低減するための方策等の具体的な改善案を検討する。

2.4 S-DAT プロジェクト管理環境の整備支援

受注者は、QST の S-DAT 担当者へのヒアリング等を通じて、QST における現在の S-DAT におけるプロジェクト管理状況を確認すること。その上で、S-DAT プロジェクト管理環境を整備すること。具体的には、上記 2.3 項にて検討や整理した製作メーカ候補や工程、リスク等の管理を実施するために必要なツール等について検討し、Microsoft365 等を利用する形で作成する。

さらに、受注者は、QST 技術責任者及び S-DAT 担当者の支援として、S-DAT におけるプロジェクトマネジメント上の課題の抽出、対応策の提案、実行支援等の次に示す観点よりプロジェクト管理支援作業を実施すること。

- リソース状況の整理、人員計画の検討、担当者の作業分担最適化の検討
- S-DAT の主要マイルストンの設定、進捗管理
- プロジェクト管理に必要となる資料やツールの改善検討
- ITER 機構との会議への出席、調整資料の作成と説明

なお、これらの作業を実施するに当たり、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を一つのサイクルとし、この PDCA サイクルを繰り返すことで状況の改善に努めること。

2.5 作業報告書の作成

上記 2.3～2.4 項にて実施した業務の概要を作業報告書としてまとめ、QST へ提出すること。当該報告書の様式は、QST と協議の上、決定すること。

2.6 業務に必要な資格等

受注者は、プロジェクト管理に関する知識と実務経験を有すること。

以上

別添－1　知的財産権特約条項

（知的財産権等の定義）

第１条　この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）

二　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

三　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）

四　前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

２　この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　特許権の対象となるものについてはその発明

二　実用新案権の対象となるものについてはその考案

三　意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、　育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出

３　この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第２条第５項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属）

第２条　甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

一　乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。

二　乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾

する。

三　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四　乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ　子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ　承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第11条第１項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ　乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

２　乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

３　乙は、第１項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第３条　前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

２　乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第１項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない 。

３　乙は、第１項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合に

は、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

4　乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第５条第４項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5　乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第４条　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第２条から第６条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2　乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第２条第１項第４号イからハまでに定める場合には、この限りでない。

3　乙は、第１項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4　乙は、第１項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5　乙が第１項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第２条第１項各号及び第３項並びに第３条から第６条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第５条　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第２条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第２条第１項第４号イからハまでに定める場合は、この限りではない。

3　乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4　乙は、第２項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しな

ければならない。

5　甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が　甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄）

第６条　乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

第７条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

一　乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

二　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。

2　前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

3　乙は、第１項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転）

第８条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第９条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あ

らかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施）

第10条　甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2　乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことに鑑み、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄）

第11条　甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（著作権の帰属）

第12条　第２条第１項及び第７条第１項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2　乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3　乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

（合併等又は買収の場合の報告等）

第13条　乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社が変更した場合を含む。第３項第１号において同じ。）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2　前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3　乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一　合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二　前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が

判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三　移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

（秘密の保持）

第14条　甲及び乙は、第２条及び第７条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

（委任・下請負）

第15条　乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（協議）

第16条　第２条及び第７条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第17条　本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上